

定期報告書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名

印

電話番号

— —

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	
家畜の所有者の住所	郵便番号 —
管理者の氏名又は名称	
管理者の住所	郵便番号 —
農場の名称	
農場の所在地	郵便番号 —

記載に当たっての注意事項

1. 基本情報：

法人の場合は、氏名の欄にその名称及び代表者の氏名を記載

複数の畜舎を所有の場合は、畜舎の所在地ごとに記載

2. 別添1：

複数の畜種を飼養の場合は、畜種ごとに記載

「肉用牛」飼養者は、別添1のP1～3に記載

「乳用牛」飼養者は、別添1のP4～6に記載

「豚・いのしし」飼養者は、別添1のP7～9に記載

「馬」飼養者は、別添1のP10～12に記載

「めん羊・山羊・鹿」飼養者は、別添1のP13～15に記載

「鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう」飼養者は、別添1P16～18に記載

3. 別添2：

「牛・豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿・鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう」飼養者は、引続き別添2のP1～3に記載

「馬」飼養者は、引続き別添2のP4～5に記載

4. その他：

小規模所有者（※）は、別添1の飼養家畜に該当するページの種類と頭羽数のみ記載（別添2は不要）

（※）牛、水牛、馬：1頭のみ飼養

豚、いのしし、めん羊、山羊、鹿：6頭未満を飼養

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100羽未満を飼養

だちょう：10羽未満を飼養

定期報告の作成と提出のお願い

青 森 県

1 定期報告の目的と利用の範囲

全ての家畜の飼養者は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、飼養頭羽数及び衛生管理の状況について、年1回、県に報告しなければなりません。

家畜の飼養者は平成30年2月1日現在の飼養頭羽数、衛生管理の状況を記載し、提出をお願いします。（本県では、これまで行っていた頭羽数等調査にも活用できるよう、県独自の様式になっています。）

報告内容について、記載方法がわからないなどの場合は、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

皆様から報告された内容については、下記のとおり利用しますので、御了承願います。

【利用の範囲】

- ① 家畜の飼養管理状況について確認、指導の参考とします。
- ② 家畜防疫及び畜産振興を目的として、市町村及び県の畜産担当部署間で情報の共有を行います。
(畜産担当部署以外に個人情報提供されることはありません)
- ③ 家畜の飼養頭羽数等について、市町村ごとに集計を行います。集計結果については、農業畜産関係団体に対し、個人の飼養状況が確認できないよう集計・加工した上で、提供される場合があります。
ただし、黒毛和種繁殖農家の氏名、住所、繁殖雌牛の飼養頭数の情報については、県基幹種雄牛の凍結精液を適正に配分するため、供給計画を作成する全国農業協同組合連合会青森県本部に提供します。

2 定期報告書提出期日

市町村又は各地域家畜保健衛生所にお問い合わせください。

「馬用」

市町村名	氏名

2. 家畜の種類及び飼養頭数等

(単位：頭)

競走用軽種馬						
種雄馬	繁殖めす			肥育用	その他用	主な品種名
	3歳以上	3歳未満 1歳以上	1歳未満			
農用馬（ペルシュロン種・ブルトン種・半血種）						
種雄馬	繁殖めす			肥育用	その他用	主な品種名
	3歳以上	3歳未満 1歳以上	1歳未満			
その他（乗系馬・小格馬等）						
種雄馬	繁殖めす			肥育用	その他用	主な品種名
	3歳以上	3歳未満 1歳以上	1歳未満			

注1：目的別に記載すること。競走用軽種馬欄は、競走馬の生産及び販売を目的として飼養しているものの頭数とし、軽種馬の乗系についてはその他に記載すること。

2：主な品種名欄には、最も多く飼養している品種名を記載すること。

3. 家畜の出荷頭数

肥育馬出荷頭数

※肉用と畜を目的とし、出荷したもの

4. 畜舎数

畜舎数

※他の畜種と同一畜舎で飼養している場合は、畜舎数欄に〇〇飼養と記載する。

5. 飼養衛生管理基準の遵守状況

※記載方法：遵守している項目の にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「－」を付けること。

【馬の場合】

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		
	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 （例） ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域の設定		
	衛生管理区域を設定している。	<input type="checkbox"/>
	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
	厩舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止		
	厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
	飼養する馬に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
	馬の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保		
	厩舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
	馬房が空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
	馬に異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	<input type="checkbox"/>
	毎日、飼養する馬の健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
	他の農場等から馬を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する馬の健康状態の確認等を行っている。	<input type="checkbox"/>
	他の農場から馬を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の馬と接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
	馬の移動又は出荷を行う場合には、移動又は出荷の直前に健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
	家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>

7. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
	馬の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
	馬の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
8. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）		
	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、馬の健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
	伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 選択肢があるものについては、あてはまるものに○を記してください。「その他」の項目がある場合には、()内に具体的な内容を記入してください。

2 関係者以外を衛生管理区域に立ち入らせないようする方法・衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触する機会を最小限とする措置の内容	
衛生管理区域の区分方法 :	柵 / ロープ / プランター / 白線 / 消石灰帯 / その他 ()
立入制限の表示方法 :	立て看板 / 工事用カラーコーンの設置 / その他 ()
畜舎への立入制限方法 :	畜舎出入口の戸締り / 立入者への付き添い / 畜舎出入口への看板 / その他 ()
その他 :	()
3 衛生管理区域出入口付近・畜舎に設置した消毒設備の種類	
衛生管理区域出入り口 :	消毒薬噴霧器 / 車両用消毒槽 / 消毒ゲート / 消毒マット / 消石灰帯 / 踏込み消毒槽 / その他 ()
畜舎出入り口 :	消毒薬噴霧器 / 消毒マット / 踏込み消毒槽 / 手指消毒スプレー / その他 ()

大規模所有者の場合（馬200頭以上）	
1 担当獣医師について	
氏名 :	
所属 :	